

ヘルメットでいのち ♥ を守ろう！



保護者の方へお願い！

- ◎お子さんの命を守るため、ヘルメットを必ず着用させましょう。
- ◎お子さんにヘルメットを着用させるのは保護者の義務です。



守りたい命がある

お子さんと一緒に点検してみましょう！

- ブレーキは効きますか？
- タイヤの空気は入ってますか？

～「ぶたはしゃべる」の点検～

長 崎 県 警 察

自転車ヘルメットで NICE DEFENSE!!



～ヘルメット着用で自分の未来を守ろう～
ルールを守る＝命を守る

ヘルメット未着用では
事故時の致死率が
2倍以上に



自転車乗車中の
事故の約6割が
頭部に致命傷

自転車ヘルメットで頭部をBLOCK!!



自転車安全利用5則

ルールを守って、安全! 安心! 自転車ライフ

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- ・自転車は「軽車両」です。歩道と車道の区別のあるところでは「車道通行」が原則です。
- ・道路標識等により歩道を通行する場合も、歩行者の通行が優先です。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- ・信号は必ず守りましょう。
- ・一時停止標識のある交差点では必ず止まって左右の安全確認をしましょう。



3 夜間はライトを点灯

- ・夜間は必ずライトオン。無灯火では周りの車から見落とされる危険性があります。

4 飲酒運転は禁止

- ・自転車も飲酒運転は禁止です。



©n_velca

5 ヘルメットを着用

- ・事故による被害を軽減させるため乗車用ヘルメットを必ず着用しましょう。

※令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの努力義務が課されています。



特定小型原付って知ってる??



運転に必要なこと

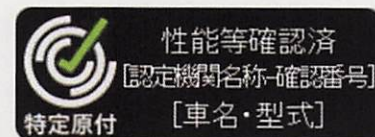
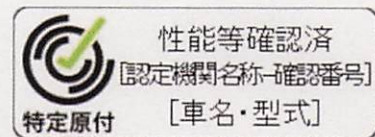
- 16歳以上であること
- 自賠責保険(共済)に入っていること
- その他必要なもの

【ナンバープレート】



+

【性能等確認済みシール】

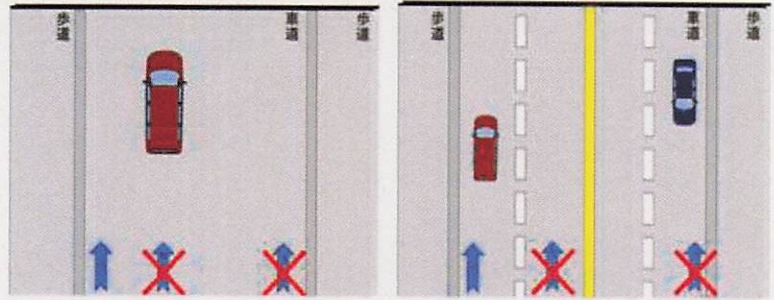


長 崎 県 警 察

特定小型原付の主な交通ルール

① 車道通行の原則

【通行場所のイメージ】



② 歩道通行は例外

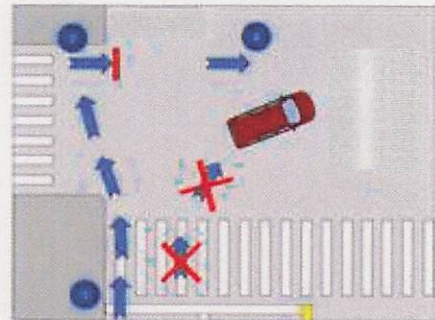


の歩道は緑色ランプ点滅



③ 交差点での二段階右折

【イメージ】



④ ヘルメットの着用（努力義務）

☆詳しくは、こちら



☆もっと詳しく



[<https://www.police.pref.nagasaki.jp/police/kotsu-anzen/nirinsha/tokuteikogata/>]

[<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>]



長 崎 県 警 察